

No.	意見の要旨	骨子(案)の事項	意見への対応	区の考え方
1	東京都福祉のまちづくり条例がある中で、新宿区独自に条例を制定する背景や目的を明確にしてほしい。 (同一意見外4件)	制定の趣旨	E 質問に回答する	ご質問に回答します。 区は、これまで、「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」や「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づき、建築物、道路、公園、公共交通施設等の施設（都市施設）に関して、質の高い都市空間の創出に取り組んできました。 こうした取組の中、学識経験者や区民、事業者等で構成するユニバーサルデザイン推進会議における議論や区民意識調査等において、ユニバーサルデザインまちづくりの視点から都市施設の整備を更に進めることを求める意見が多くありました。 このため、(仮称)新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例を制定することで、区、事業者、区民が一体となってユニバーサルデザインまちづくりを推進するための普及啓発を強化するとともに、これまで都条例にはなかった建築物等の計画の早い段階からの事前協議制度や工事完了報告制度の創設等による施設整備の強化を図っていきます。
2	東京都福祉のまちづくり条例よりも、特定都市施設の面積要件を引き下げる背景を明確にしてほしい。 (同一意見外1件)	2 定義	E 質問に回答する	ご質問に回答します。 区内では、住民の約8割が共同住宅に居住し、宿泊施設は近年は増加傾向にあります。こうした区の特性を踏まえて、都市施設のうち特にユニバーサルデザインに配慮した整備をすべき施設（特定都市施設）について、区内で新設又は改修等される建築物の総延べ面積の約9割を目標として、共同住宅や宿泊施設等の面積要件を引き下げることで、対象を拡大します。
3	国交省の「歴史的建築物の活用に向けたガイドライン」による代替措置を考慮してほしい。 (同一意見外1件)	2 定義	B 意見趣旨は区の方向性と同じ	ご意見の趣旨は区の方向性と同じです。 国交省の「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」では、建築基準法の適用を除外する代わりに、安全上、防火上及び衛生上の支障が生じないようにするための必要な代替措置等の事例を示しています。 東京都福祉のまちづくり条例では、こうした代替措置等を講じて指定を受けた歴史的建築物を、都市施設のうち、特にユニバーサルデザインに配慮した整備をすべき施設（特定都市施設）の対象から除外する規定を設けていません。 (仮称)新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例においても、都条例と同様に、除外する規定を設けることを考えています。
4	ユニバーサルデザインまちづくりは努力目標として、義務とすべきではないと思う。仮に義務化するのであれば、公的な支援が必要であると考えてる。	3 ユニバーサルデザインまちづくりに取り組む各主体の役割	C 今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 条例骨子では、建築物、道路、公園、公共交通施設等の施設（都市施設）を整備基準に適合させるよう努めるものとしています。 都市施設のうち、特にユニバーサルデザインに配慮した整備をすべき施設（特定都市施設）は、整備基準のうち特に守るべき基準（遵守事項）に適合させなければならないものとしています。 また、区は、区民及び事業者のユニバーサルデザインまちづくりの取組について、支援及び協力を行うものとしています。

No.	意見の要旨	骨子(案)の事項	意見への対応	区の考え方
5	<p>整備基準や遵守事項について、どのような内容となるのか。都条例より厳しくするのか。厳しくする場合はその根拠を教えてください。 新宿区の実情や基準への適合が難しい既存店舗等を踏まえて、改修や建て替えが進まなくなるようにしてほしい。 (同一意見外1件)</p>	5 整備基準への適合	C 今後の参考とする	<p>ご意見は今後の参考とします。 条例骨子では、建築物、道路、公園、公共交通施設等の施設（都市施設）は整備基準に適合させるよう努めるものとしています。 都市施設のうち、特にユニバーサルデザインに配慮した整備をすべき施設（特定都市施設）は、整備基準のうち特に守るべき基準（遵守事項）に適合させなければならないものとしています。 整備基準及び遵守事項については、東京都福祉のまちづくり条例をもとに、学識経験者や区民、事業者等で構成する新宿区ユニバーサルデザイン推進会議における議論やパブリック・コメントでの意見等を踏まえて定めます。</p>
6	<p>東京都福祉のまちづくり条例では、延べ面積が200㎡未満の建築物について「小規模建築物」の遵守基準を設けている。新宿区条例ではどうなるのか。区内に多い狭小な店舗等についても、基準の適用を受けるのか。また、緩和規定はあるのか。 (同一意見外22件)</p>	5 整備基準への適合	C 今後の参考とする	<p>ご意見は今後の参考とします。 整備基準のうち特に守るべき基準（遵守事項）については、東京都福祉のまちづくり条例をもとに、学識経験者や区民、事業者等で構成する新宿区ユニバーサルデザイン推進会議における議論やパブリック・コメントでの意見等を踏まえて定めます。 小規模建築物の遵守事項や緩和規定については、都条例と同様な内容とすることを考えています。</p>
7	<p>東京都福祉のまちづくり条例では、小規模建築物の遵守事項について、人的介助による緩和規定がある。そのため、工夫すれば車椅子でも入れるように出来る場合でも、人的介助に逃げるケースがある。 こうした東京都福祉のまちづくり条例等で明らかとなっている問題点について、区条例では、どのように改善することができると考えているか。</p>	5 整備基準への適合	C 今後の参考とする	<p>ご意見は今後の参考とします。 整備基準のうち特に守るべき基準（遵守事項）については、東京都福祉のまちづくり条例をもとに、学識経験者や区民、事業者等で構成する新宿区ユニバーサルデザイン推進会議における議論やパブリック・コメントでの意見等を踏まえて定めます。 小規模建築物の遵守事項や緩和規定については、都条例と同様な内容とすることを考えています。 遵守事項や緩和規定が適切に運用されるよう、その解説等を示した「施設整備マニュアル」を作成していきます。</p>
8	<p>遵守事項の内容を知りたい。特定都市施設と遵守事項との関係がわからない。</p>	5 整備基準への適合	E 質問に回答する	<p>ご質問に回答します。 条例骨子では、建築物、道路、公園、公共交通施設等の施設（都市施設）は整備基準に適合させるよう努めるものとしています。 都市施設のうち、特にユニバーサルデザインに配慮した整備をすべき施設（特定都市施設）は、整備基準のうち特に守るべき基準（遵守事項）に適合させなければならないものとしています。 遵守事項を含めた整備基準については、東京都福祉のまちづくり条例をもとに、学識経験者や区民、事業者等で構成する新宿区ユニバーサルデザイン推進会議における議論やパブリック・コメントでの意見等を踏まえて定めます。</p>

No.	意見の要旨	骨子(案)の事項	意見への対応	区の考え方
9	建築物の用途変更をする場合、延べ面積200㎡までは、確認申請が不要となったが、特定都市施設に該当する用途の場合は、どのような手続となるのか。 確認申請が不要な規模案件については、本条例の届出を忘れてしまうことがあるのではないか。 (同一意見外1件)	6 計画段階からの整備推進に向けた取組	C 今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 条例骨子では、建築物のうち、特にユニバーサルデザインに配慮した整備をすべき施設(特定都市施設)に用途変更をしようとする者(特定整備主)は、設計内容の整備基準への適合状況に関して、区長に届け出なければならぬものとしています。 この場合の用途変更には、建築確認申請が不要なものも含まれます。 今後、条例の内容や手続について理解していただけるよう、区民や事業者とともに、知識の普及及び意識の啓発に取り組んでいきます。
10	整備基準に適合しているかを確認する機会はあるのか。改修前と竣工検査時も適合状況をチェックし、不適合の場合は適合させる等の実効力を伴った条例になっているか。 (同一意見外1件)	6 計画段階からの整備推進に向けた取組	E 質問に回答する	ご質問に回答します。 整備基準への適合については、改修工事に着手する一定期間前(30日前を想定しています。)までに行われる届出の際、及び工事完了報告書の提出の際に確認します。 不適合の場合は、整備基準に適合させる措置を講ずるよう、区長は、指導や助言、勧告、公表を行うことができますものとしてします。
11	届出対象の建築物において、事前協議対象でない場合も、事前相談は必要になってくるのか。	6 計画段階からの整備推進に向けた取組	E 質問に回答する	ご質問に回答します。 事前相談は、施設所有者等(建築物、道路、公園、公共交通施設等の施設(都市施設)を所有、管理、新設又は改修等をしようとする者)が、条例の適用について区に相談することで、制度を円滑に運用するための任意の制度です。 制度を円滑に運用するため、事前協議の対象外についても、積極的に事前相談を活用していただきたいと考えています。
12	東京都福祉のまちづくり条例の事前相談と新宿区条例の事前協議との違いは何か。	6 計画段階からの整備推進に向けた取組	E 質問に回答する	ご質問に回答します。 事前相談は、施設所有者等(建築物、道路、公園、公共交通施設等の施設(都市施設)を所有、管理、新設又は改修等をしようとする者)が、条例の適用について区に相談することで、制度を円滑に運用するための任意の制度です。 一方、事前協議は、建築等の計画の早い段階から、整備基準の適合に関して区と協議することで、ユニバーサルデザインまちづくりの視点に立った質の高い整備を促すための条例により義務づけられる制度です。
13	事前協議や届出等の手続を行わなかった場合はどうなるのか。	7 都市施設の整備	E 質問に回答する	ご質問に回答します。 事前協議又は届出を行わずに工事に着手したとき等は、必要な措置を講ずることを区長が勧告することができます。 また、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公表することができます。

No.	意見の要旨	骨子(案)の事項	意見への対応	区の考え方
14	整備基準に適合していない場合の指導や勧告、公表などの規定はどうなるのか。 (同一意見外1件)	7 都市施設の整備	E 質問に回答する	ご質問に回答します。 建築物、道路、公園、公共交通施設等の施設（都市施設）のうち、特にユニバーサルデザインに配慮した整備をすべき施設（特定都市施設）が整備基準に適合していない場合、整備基準に適合させる措置を講ずるよう区長は指導及び助言をすることができます。 特定都市施設が、整備基準のうち特に守るべき基準（遵守事項）に適合しないときや、正当な理由なく整備基準に著しく適合しないときは、必要な措置を講ずることを区長が勧告することができます。 また、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公表することができます。
15	この条例は、既存の建築物に対してどのような拘束力があるのか。	7 都市施設の整備	E 質問に回答する	ご質問に回答します。 既存の建築物、道路、公園、公共交通施設等の施設（都市施設）について、所有、管理する者は、整備基準に適合させるよう努めるものとします。 また、既存の都市施設のうち、特にユニバーサルデザインに配慮した整備をすべき施設（特定都市施設）を改修等しようとする者は、当該改修等に係る部分について、整備基準のうち特に守るべき基準（遵守事項）に適合させなければならないものとします。
16	区内には規模の大きな施設でも車いす利用者が利用できないものがある。こうした施設を指導・助言の対象としてほしい。	7 都市施設の整備	E 質問に答える	ご質問に回答します。 規模の大きな施設については、特定都市施設（建築物、道路、公園、公共交通施設等の施設のうち、特にユニバーサルデザインに配慮した整備をすべき施設）に該当するものと思われます。こうした特定都市施設については、整備基準に適合させる措置を講ずるよう指導及び助言ができる対象施設とすることを考えています。
17	地元や民間団体、中小零細事業者等の意見をきいて、理解を得ながら、実情にあった条例を制定してほしい。 (同一意見外5件)	9 その他	B 意見趣旨は区の方 向性と同じ	ご意見の趣旨は区の方 向性と同じです。 区は、ユニバーサルデザインまちづくりを推進するためには、区民や関係団体、事業者をはじめ、多くの関係者の理解と協力が大変重要であると考えています。 このため、条例骨子案の策定にあたっては、学識経験者や区民、事業者等で構成するユニバーサルデザイン推進会議や、新宿区商店会連合会及び新宿区障害者団体連絡協議会等の関係団体の意見を聴きながら進めてきました。また、条例骨子案については、広く区民からの意見を求めるため、パブリック・コメントを実施しました。 こうして得られた意見をもとに、区の特性を踏まえた（仮称）新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の制定を進めていきます。

No.	意見の要旨	骨子(案)の事項	意見への対応	区の考え方
18	東京都福祉のまちづくり条例では、建築物を増築する場合の特定都市施設に該当するかの判断は、既存部分の床面積は含まず、当該増築等にかかる部分の床面積で判断するとしている。新宿区の場合はどのようになるのか。	9 その他	E 質問に回答する	ご質問に回答します。 (仮称)新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例では、建築物のうち、特にユニバーサルデザインに配慮した整備をすべき施設(特定都市施設)に該当するかの判断について、東京都福祉のまちづくり条例と同様に、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更に係る部分の床面積で行うことを考えています。
19	整備基準に「新設又は改修等」とあるが、建築物の場合の対象範囲は何か。 (同一意見外1件)	9 その他	E 質問に回答する	ご質問に回答します。 「新設又は改修等」は、建築物の場合、新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更(用途を変更して都市施設(建築物、道路、公園、公共交通施設等の施設)にすること)を考えています。
20	新宿駅周辺は、都内の多々ある商業地の中でもっとも限界性のあるまちで、地元は観光産業・観光施策に大きく貢献している。こうした限界性をどのように認識し、どのように育てようと考えているのか。	9 その他	C 今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 新宿駅周辺は、数多くの店舗等が集まる国内有数の商業地であり、国内外から多くの観光客が訪れる国際的な都市であると認識しており、誰もが、安全で、安心して、訪れることができる歩行者の限界性や回遊性の充実に取り組んでいます。 この取組を更に進めるため、区民や事業者と相互に協力又は連携し、一体となってユニバーサルデザインまちづくりを推進していくことを考えています。
21	都市施設・特定都市施設それぞれの位置づけがよくわからない。 また、神楽坂地区等の保存の重要性を考慮した規模・用途別のきめ細かい設定をしてほしい。	9 その他	C 今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 都市施設は、建築物、道路、公園、公共交通施設等の施設としており、整備基準に適合させるよう努めるものとしています。 特定都市施設は、都市施設のうち、特にユニバーサルデザインに配慮した整備をすべき施設としており、整備基準のうち特に守るべき基準(遵守事項)に適合させなければならないものとしています。 整備基準のうち特に守るべき基準(遵守事項)については、東京都福祉のまちづくり条例をもとに、学識経験者や区民、事業者等で構成する新宿区ユニバーサルデザイン推進会議における議論やパブリック・コメントでの意見等を踏まえて定めます。 区内には、神楽坂等をはじめ、小規模な店舗が多く存在することから、小規模建築物の遵守事項や緩和規定については、都条例と同様の内容とすることを考えています。
22	届出の際に提出する図面などは、新宿区の景観条例の届出と同程度のものになるのか。	9 その他	E 質問に回答する	ご質問に回答します。 届出の提出図書は、設計内容が整備基準に適合しているか確認するために必要なもので、東京都福祉のまちづくり条例の届出の提出図書を参考にし、定めます。

No.	意見の要旨	9	骨子(案)の事項	意見への対応	区の方考え方
23	区内でエレベーターが整備されていない小中学校には、エレベーターを整備してほしい。	9	その他	C 今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 ユニバーサルデザインまちづくりに取り組む区の役割は、自ら所有又は管理する都市施設について、すべての人が安全かつ円滑に利用するための必要な措置を率先して講じるよう努めるものとしています。 小中学校については、大規模改修や建替え等の機会を捉え、エレベーターの設置を含む必要な措置を検討していきます。
24	区条例が制定されると、小規模の店舗等を経営する個人事業主にとって、店舗工事費が増額となり、経営負担が大きくなると考えられる。事業主の理解を得るための助成金を検討しているか教えてください。	9	その他	E 質問に答える	ご質問に回答します。 小規模の店舗等の改修等を行う場合は、現在、東京都福祉のまちづくり条例やこの都条例に基づく整備基準が適用されており、出入口の段差解消等の対策が必要となります。 (仮称)新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例は、都条例をもとに、学識経験者や区民、事業者等で構成する新宿区ユニバーサルデザイン推進会議における議論やパブリック・コメントでの意見等を踏まえて制定していきます。 この条例に基づく整備基準のうち特に守るべき基準(遵守事項)については、小規模な建築物の実態に合わせて、出入口の段差解消等の整備が行えるよう、小規模建築物の遵守事項や緩和規定を都条例と同様な内容とすることを考えています。このため、小規模の店舗等への助成は考えていません。
25	バリアフリーで出入口の段差をなくすことも大事だが、大雨で浸水被害を受けないようにすることも大事ではないか。	9	その他	C 今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 (仮称)新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例では、誰もが安全で、安心して、かつ、快適に暮らし又は訪れることができるまちの実現を推進するため、段差をなくす等のバリアの解消に取り組んでいます。 一方、浸水対策については、「新宿区地下室等の設置をする建築物への浸水対策の実施に関する指導要綱」において、区民の生命及び財産を保護するため、止水板の設置等、浸水被害の発生防止に取り組んでいます。 引き続き、(仮称)新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例や新宿区地下室等の設置をする建築物への浸水対策の実施に関する指導要綱により、バリアの解消及び浸水対策に取り組んでいきます。